

12月

2024
Vol. 521

ひろがれ じんけんネットワーク

三木市人権啓発紙

隣保館だより

RINPOKAN DAYORI



12月10日は「世界人権デー」です。

※1948年12月10日、世界人権宣言が国連総会において採択されたことを記念して、毎年行われる国際デー。

ホームページ URL

<https://www.city.miki.lg.jp/site/soumourinpoikan/>



三木市教育事業学習交流会

(11月9日 三木山総合公園総合体育館)



学習交流会では、毎年一回、市内の教育事業学級生が一堂に会し、人権の学習と仲間づくりをしています。
今年は四五人が参加し、第一部に「NPO法人手話の実」指導のもと、あいさつや名前など簡単手話体験(写真右上)をし、楽しく学びました。第二部は、小学生はレクリエーション活動(写真下)、中学生はバトミントン大会(写真左上)をし、仲間との絆を深めました。

❖ 「隣保館だより」は、市民の皆様には総合隣保館の活動や人権尊重の生き方のヒントになるような情報をお届けする啓発紙です。
❖ 次ページ「人権の小窓」は、動物愛護の啓発活動をされている吉川町在住の倉田優子さんの手記、「廃鶏を飼育して気付いたこと」です。

《12月・1月 隣保館行事のお知らせ》

○12月28日(土) 午後3時～

フラワーアレンジメント教室

「新春を生ける」

講師 田中真紀さん

参加費 5,000円

持ち物 はさみ、

直径24cmぐらいの花器

申し込み (TEL 82-8388)まで



○1月11日(土) 午前8時45分集合

総合隣保館 館外研修

神戸市の賀川記念館を訪問

参加費 2,500円

定員 20名

12月25日(水)締切

(TEL 82-8388)まで



人権の小窓(271)

廃鶏を飼育して気付いたこと

倉田 優子

ニワトリを飼う

「ニワトリを飼って、家で卵を採りたい」

と夫が言い出したことで、私たちはツテを頼って、廃鶏を譲ってもらうことにしました。廃鶏(ハイケイ)というのは、採卵場で産卵率が落ちてきて処分されるニワトリのことです。1歳半~2歳で廃鶏となり、出荷され、主に加工肉に利用されるそうです。

『すぐに産まなくなるわけではない』と聞き、多めに飼育すれば、差し当たり夫婦二人が食べる卵は採れるのでは?と考えました。

廃鶏がやってきた

廃鶏10羽が小さな籠にぎゅうぎゅうに詰められてやってきました。取り出されたニワトリたちのあまりにみすばらしい姿に言葉が無くなりました。胸は禿げて、真っ赤な地肌が見えています。尾羽は擦り切れ、手羽先に位置する部分の羽は無くなり、軸だけが並んでいました。重みがなく痩せています。過酷な環境下にいたことは間違いないと思いました。想像以上に狭い場所にいたことを物語っています。



廃鶏たちは、人や犬を怖がらず、飼い犬が飛びついてしまった時も「コケッ!」と小さく鳴いただけで、簡単に捕まってしまいました。動きが鈍くボーっとしています。動くこともままならない環境だったことと、エサを食べて卵を産むだけの暮らしの中で、考えることをしなく

筆者紹介

倉田優子(くらた ゆうこ)

吉川町在住。1973年生まれ。2004年から動物に関わるボランティアを始める。現在は小学生を対象とした動物愛護の啓発活動とペットの防災に力を注いでいる。新聞紙で作る『はりこねこ』や、自作の歌付き紙芝居など独自の教材を使うのが特徴。自宅の「アトリエ陶彫」で陶芸作品などを創作している。



なったせいだと思いました。そんなことを考えながら抱き上げたニワトリが、哀れで愛しくて、

「できるだけ喜ぶことをしてあげたい!」

そう思いました。夫は、

「あんまり可愛がると、食べられなくなるよ」

と言いました。飼い始める時に、卵を産まなくなったり、ケガや病気で苦しんだりする場合は、即座に絞めて、食べるという約束を夫婦でしていたからです。

ミミズを捕ってきて食べさせると、疑いながら、不器用につついていましたが、次第に夢中になり、ニワトリ同士で争奪戦が起きるようになりました。ミミズをくわえて、囲いの中を走り回る様子は、とても愉快で、その様子を見たいがために、一日に何度もミミズや虫を探してはニワトリ小屋へ持って行きました。自由に走ることができる環境になって、ニワトリたちは、ニワトリらしさを取り戻していききました。

ニワトリらしさとは何だろう?

ニワトリらしさとは、ニワトリが習性として持っている行動のことです。例えば、

- ・地面をつついて餌を探しまわる
- ・土を掘って、砂浴びをする
- ・藁で巣作りをして卵を産む
- ・日光浴や羽繕いをする
- ・止まり木の上で眠る

などがあります。ニワトリたち

は一日中忙しく動きまわっています。



ニワトリを捌く

ある日、残念なことに一羽が病気になりました。行動がおかしい事に気付いた翌日には、目を閉じて肩で

息をされていて、すでに餌も水も摂れなくなっていました。
その晩、部屋へ入れて様子を見ましたが、翌朝、回復の兆しが見えず、苦しんでいたのを、

「捌くよ」

私は夫に言いました。

「いざとなったら俺が捌く」

そう言っていた夫は、

「いやや…」

と、つぶやいています。私は苦しみができるだけ短いようにと、すぐ取り掛かりました。

病気のニワトリを抱き、仰向けにしながら、頭を下に向けました。子どもの頃、本で見たニワトリに催眠術をかける技です。鎮静の効果があればいいなと試してみました。



私一人にやらせるわけにはいかない…そう思ったのでしょう。夫がナイフを持ってやって来ました。悲しい共同作業は、とてもうまくいきました。無駄がないように、ちゃんと料理をして頂きました。

家畜を大切に育てて、最期は恐怖と苦しみを最小限にして食べる。ということは昔からなされていたことです。生き物を食べるということを止められない限り、どこかで誰かが、動物の命を奪っている、奪ってくれている、ということを思い出した体験でした。

廃鶏がやって来て3ヶ月。ボロボロだった羽は、見違えるほど美しくなりました。抱き上げるとずっしりしています。卵も順調に産んでくれています。健康で立派なニワトリになりました。

大量生産型の採卵鶏の飼育方法

自分なりに調べてみると、動物福祉的に、いくつか深刻な問題があることがわかりました。

・雄ビナの残酷な処分方法

・狭すぎるケージ飼育

・と殺を待つ廃鶏の粗雑な保管管理

などです。いずれも生き物としての尊厳を欠く扱いで、胸が痛くなります。家畜だから、経済動物だから、仕方のないことなのでしょうか。

1960年代のイギリスで、あまりに酷かった家畜の飼育改善の為、提唱された理念があります。それが、『5 フリーダム』という理念で、

1. 飢えと渇きからの自由
2. 不快からの自由
3. 痛み・傷害・病気からの自由
4. 正常な行動を表現する自由
5. 恐怖や抑圧からの自由

の5つのことを指します。現在では家畜だけでなく、ペットや実験動物など、あらゆる動物に対する動物福祉の基準として、国際的な共通認識となっています。

しかし日本の採卵鶏に関して言えば、これらは守られていません。5フリーダムを実現させた飼育方法にすると、販売価格は2倍～3倍、もしくはそれ以上になるそうです。物価の優等生とされている『卵』ですが、それは、生産者の努力もありますが、ニワトリからニワトリらしさを奪った結果でもあるのです。

「ニワトリで良かった！」

ニワトリは飼育してみると、人によく懐き、一羽一羽に個性があり、動きがとてもコミカルな可愛い生き物です。

声をあげることのできないニワトリの心身の痛みは計り知れません。卵を頂く代わりに、安全と健康を提供し、心から「ニワトリに生まれて良かった!」と思ってもらえる飼育方法に変わっていくことを切に願っています。





隣保館カレンダー

12月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	日	世界エイズデー いのちの日 	17	火	経営・職業相談 10:00～
2	月	奴隷制度廃止国際デー	18	水	国際移民デー
3	火	経営・職業相談 10:00～ 手芸サークル 13:30～ 国際障害者デー	19	木	人権相談 13:00～(三木市役所) 手芸サークル 13:30～
4	水	人権相談 13:00～(吉川支所) 隣保館文化祭展示(～8日) 人権週間(～10日)	20	金	経営・職業相談 10:00～
5	木	人権相談 13:00～(緑が丘町公民館)	21	土	茶道教室9:00～ 書を楽しむきらきら教室 13:00～
6	金	経営・職業相談 10:00～	22	日	
7	土	隣保館文化祭前夜祭	23	月	エアロビクス講座 10:00～11:00
8	日	隣保館文化祭 記念講演・舞台発表	24	火	経営・職業相談 10:00～
9	月	障害者の日 エアロビクス講座 10:00～11:00	25	水	
10	火	経営・職業相談 10:00～ 世界人権デー	26	木	
11	水		27	金	経営・職業相談 10:00～
12	木		28	土	フラワーアレンジメント15:00～
13	金	経営・職業相談 10:00～	29	日	休館(令和7年1月3日まで)
14	土		30	月	
15	日		31	火	
16	月				



スマートフォン体験講座を開催

移動するスマホ教室「スマホなんでもサポート号」の車内で、
楽しく学べるスマートフォンの体験講座を開催します。

令和7年1月15日(水) 11:00～17:00

《講座メニューと内容》

回	講座名メニューと時間帯	内 容
①	Androidの使い方(入門編) 11:00～12:00	電源の入れ方、ボタンの操作 電話・カメラの操作①、メール送受信
②	Androidの使い方(基礎編) 13:00～14:00	電話・カメラの操作②、マップの基本操作
③	Androidの使い方(応用編) 14:30～15:30	アプリのインストール、インターネットで調べる
④	LINEでコミュニケーション16:00～17:00	LINE(メッセージアプリ)の使い方

☆場 所：総合隣保館 駐車場
 ☆講 師：スマートフォンアドバイザー
 ☆対 象：どなたでも ☆費用：無料
 ☆申込期間：12月2日(月)～27日(金) **各回先着順**
 ☆定 員：各回 3名
 ☆申込方法：電話、窓口
 ☆申 込 先：総合隣保館 TEL 82-8388



人権啓発紙「隣保館だより」12月号
 令和6年12月1日発行(毎月1日発行)
 三木市市民生活部 人権推進課編集
 〒673-0501 三木市志染町吉田 823
 三木市立総合隣保館 TEL 0794-82-8388
 FAX 82-8658
 E-mail:jinken@city.miki.lg.jp